

平成29年度三木町農業委員会
第3回 農地部会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成29年度三木町農業委員会
第3回農地部会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 平成29年6月20日
(会議時間) 9:00～10:00
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数24名

1番	小倉 統一	16番	北岡 利幸
2番	阿部 一義(欠席)	17番	寒川 義己(欠席)
3番	山地 一夫	18番	松家 敏男
5番	原内 敏雄	19番	小松 洋子
6番	廣瀬 忠一(農政部長)	20番	左直 薫
7番	新地 照男	21番	高尾 壽一(農地部長)
8番	久保 薫	22番	安部 正雄
9番	長井 勳	23番	久米井 好美
10番	立石 清	24番	安部 元春(欠席)
11番	多田 純司	25番	溝渕 廣明
12番	香西 俊之(欠席)	26番	真部 利徳
13番	筒井 貞伸	27番	村松 修
14番	藤澤 勇一(会長職務代理)	28番	脇 博文(会長)
15番	多田 孝夫	29番	古市 弘

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 石井健一課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 安元哲平係長
5. 稲田貴之主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) その他

事務局(山地事務局長)

それでは、6月の三木町農業委員会農地部会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げたとおり、農地部会審議案件が9件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後、会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は28名中24名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は阿部一義委員、香西委員、寒川委員、安部元春委員です。定例会議事録署名委員につきましては、多田孝夫委員と北岡委員に、農政部会については藤澤委員、山地委員をお願いいたします。それでは農地部会の進行を農地部長をお願いします。

議長(高尾農地部長)

それではただ今から農地部会を開催いたします。議案第1号から議案第6号について上程致しますので、皆様慎重審議をよろしくをお願いします。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局(稲田主任主事)

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字北地 1筆 568㎡
地目：畑1筆
譲渡理由：農業廃止
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号1におきまして、全部効率利用要件および下限面積要件等問題がありませんでした。

議長(高尾農地部長)

ありがとうございました。地元委員さんから説明をお願いします。

7番委員(新地委員)

議案第1号、3条申請番号1について説明します。譲渡人は県外に住んでおり、三木町では耕作ができない状況です。3月の定例会でも同様の申請がなされましたが、その際一筆申請し忘れていたため、この度の申請に至ったものです。

議長(高尾農地部長)

ありがとうございました。各委員の方、何か質問はありますか。

場所は、三木インターチェンジから南に行った、以前にゴーカートの施設があったところの東側ですね。前回の申請から抜けていたということですね。

特にご質問がなければ採決に移ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局(稲田主任主事)

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：平木字菱子 2筆 337㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：貸駐車場

番号2 申請地：田中字中免 2筆 215㎡
地目：田2筆
現況：宅地2筆
目的：既存住宅2階建 1棟 239.90㎡
併用地：宅地 374㎡
造成時期：昭和50年頃から

番号3 申請地：井戸字高木 1筆 79㎡
地目：畑1筆
現況：宅地1筆
目的：既存車庫兼物置 1棟 57.03㎡
併用地：宅地 187.95㎡
造成時期：昭和55年頃から

番号1について説明します。

番号1は、土地改良区等の同意、その他法令の許認見込みがあること、他所有農地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

番号2は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

番号3は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。

番号1 申請地：井上字立石 2筆 1, 223㎡
地目：田1筆、畑1筆
現況：田1筆、畑1筆
目的：太陽光発電設備
権利の種類：所有権移転売買

番号2 申請地：鹿庭字氷上所 10筆 5, 527㎡
地目：田9筆、畑1筆
現況：田8筆、畑2筆
目的：犬用訓練施設
権利の種類：所有権移転売買
併用地：宅地 891.29㎡
 公衆用道路 89㎡

番号3 申請地：氷上字境渕 1筆 118㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：中古車展示場
権利の種類：賃貸権設定
併用地：宅地 39.49㎡

番号4 申請地：井戸字高木 1筆 102㎡
地目：畑1筆
現況：宅地1筆
目的：既存住宅平屋建 1棟 72.19㎡
権利の種類：所有権移転売買
併用地：宅地 164.95㎡
造成時期：昭和55年頃から

番号1について説明します。

番号1は、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

番号2は、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

番号3は、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

番号4は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが、無断転用部分には始末書が添付されており、その他周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

議長(農地部長)

ありがとうございます。それでは現地調査を行っていますので担当委員の方から報告をお願いします。

19番委員(小松委員)

それでは、現地調査の報告を行います。

6月分の農地法関連の申請について、去る平成29年6月15日(木)の午前9:00から4条申請3件、5条申請4件につきまして、藤澤会長職務代理、高尾農地部長、廣瀬委員、小松委員(当番委員)、事務局3名の合計7名にて現地調査を実施いたしました。

現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題になりましたのは、4条申請の番号2、3、5条申請の番号4です。こちらについては既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては、特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

議長(高尾農地部長)

ありがとうございました。それでは、地元委員さんからの説明をお願いします。

14番委員(藤澤会長職務代理)

議案第2号、4条申請番号1について、こちらは、三木高校の東側、白山山荘へ行く道の交差点付近です。特に問題はありません。

15番委員(多田孝夫委員)

議案第2号、4条申請番号2について、法人が設立し、そこへ農地機構を通して貸すように話を出したら、無断転用があることがわかり、是正するものです。

10番委員(立石委員)

議案第2号、4条申請番号3について、特に問題ありません。

7番委員(新地委員)

議案3号、5条申請番号1について、譲渡人ですが、労働力不足のため所有農地を耕作することが難しくなってきました。申請地は、周囲を山に囲まれて、借り手も見つからない状況でした。そこで今回の、申請地の近くで太陽光発電設備を持っている譲受人と話がまとまり、申請に至ったも

のです。

28番委員(協会長)

議案第3号、5条申請番号2について、譲渡人は、私の家の近所になりますが、譲渡人がその土地を売り払い、新しく譲受人がこの土地を買って柵をして犬の訓練施設をつくるということです。犬の鳴き声等で周辺に迷惑をかけてはいけないということで、地元住人にもご了承を得たうえで申請をしています。

19番委員(小松委員)

議案第3号、5条申請番号3について、賃貸になっています。向かいにあった商店の駐車場を一部借りて車の展示を行っていましたが、期限が終了したため、道を挟んだ南側で、新たに賃貸契約をするもので、特に問題はありません。

事務局(稲田主任主事)

5条申請番号3について、お配りしている地図に誤りがありました。訂正したものを配布いたします。申し訳ありません。

議長(高尾農地部長)

事務局から、議案第2号、4条申請番号3と、議案第3号、5条申請番号4について説明をお願いします。

事務局(稲田主任主事)

地図をご覧ください。4条申請番号3ですが、住宅の東側になります。用途としては、車庫兼物置として使用しています。無断転用の是正のため申請がされております。5条申請番号4については、家がすでに建っており、農地の名義が譲渡人の名義となっております。そこで、所有権移転をしたいということで、申請が出ております。どちらにつきましても、無断転用で造成時期が昭和55年頃となっております。

議長(高尾農地部長)

4条申請が自分の所有農地の無断転用、5条申請が自己所有でなかった農地の無断転用となっていたわけですね。

それでは、何か質問はありませんか。

23番委員(久米井委員)

議案第3号、番号2についてですが、併用地として公衆用道路89㎡とありますが、これは地図上でどこを指していますか。また、犬の訓練施設に利用して、他の人に影響がないものかを知りたいのですが。

事務局(稲田主任主事)

地図でいいますと、赤で囲まれた申請地に挟まれて細い斜線部分、こちらが登記地目が公衆用道

路となっています。譲渡人が使用しています。こちらが転用後は、公衆用道路として、進入路として使用します。奥に入っていくための道として使う計画で、周りへの影響はないものと考えられます。

23番委員(久米井委員)

わかりました。

議長(高尾農地部長)

他にありませんか。

委員一同

(無し)

議長(高尾農地部長)

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第4号、非農地証明願について、事務局から説明をお願いします。

事務局(稲田主任主事)

議案第4号、非農地証明願について

番号1 申請地:井上 191㎡

地目:畑

目的:農業用倉庫

番号1について説明します。

番号1については、申請人は平成27年に相続しており、農業用倉庫についてはそれ以前に建てられたものです。申請人も登記地目が畑になっていることを認識していませんでした。この度、4条申請をするにあたり、登記地目と現況が違っていることが発覚し、非農地証明願をすることになりました。面積が200㎡未満の191㎡のため、転用不要となっており、非農地で地目変更をしたいという申請です。

議長(高尾農地部長)

ありがとうございました。私の地区になりますので、場所は天野神社から西に行ったところで、

県道三木牟礼線に接しているところです。

何か質問はありませんか。

2 2 番委員(安部正雄委員)

これについては、宅地になるわけですね。ならばなぜ4条申請で転用申請をしないのですか。

事務局(稲田主任主事)

非農地証明と転用の違いですが、非農地証明ができるものにつきましては、転用許可のいらないもの、例えば、農業用施設の200㎡未満であったり、農道、水路など、そもそも転用許可の要らないものでありまして、これらについては、許可を受けなくても地目を非農地証明で変えることができます。転用申請の例外的扱いとなっています。

議長(高尾農地部長)

その他、何かありませんか。

委員一同

(無し)

議長(高尾農地部長)

ないようですので、それでは採決に移りたいと思います。議案第4号、非農地証明願について、承認するという委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。承認することに決しました。続きまして議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局(稲田主任主事)

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が4件、再設定が8件で合計12件になります。総設定面積は

38,421㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は4件で、総設定面積7,387㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。ご審議のほどをよろしくお願いします。

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。何か意見等ありますでしょうか。

委員一同

(無し)

議長(高尾農地部長)

それでは採決に移りたいと思います。議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利利用配分計画について、承認するという委員は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。承認することに決しました。続きまして、報告事項に入ります。報告第1号、使用貸借返還通知について、事務局をお願いします。

事務局(稲田主任主事)

報告第1号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：池戸 1, 483㎡
地目：田1筆
解約日：平成29年5月23日
解約理由：借り手の変更

番号2 申請地：池戸 1, 783㎡
地目：田2筆
解約日：平成29年6月1日
解約理由：売買のため

番号1は、借り手の変更のため解約するものです。次の借り人は農地機構となっています。

番号2は、売買のため解約するものです。

以上になります。よろしくお願いします。

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。番号2ですが、売買のためということですが、具体的な話はあるのです

か。

事務局(稲田主任主事)

具体的な話はありませんでしたが、貸人主導で、売買予定で解約が進められていました。

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。何か意見等ありますでしょうか。

委員一同

(無し)

議長(高尾農地部長)

ないようですので、この案件を終わります。それでは、議題2番、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について会長からよろしくお願いします。

会長(脇委員)

報告事項 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について。

(資料読み上げ)

議長 (高尾農地部長)

ありがとうございます。議題3番、その他について、何かありますか。

委員一同

(無し)

議長 (高尾農地部長)

ないようですので、これで農地部会を終わります。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、農地部長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成29年 月 日

農地部長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____